

市長意見の提出状況

(君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書)

1 君津市長意見

意見あり (別添 1)

2 市原市長意見

意見あり (別添 2)

27君環保第1027号
平成27年12月28日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

君津市長 鈴木 洋 邦



新井総合施設(株)君津環境整備センターの第Ⅲ期増設事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見について

平成27年9月1日付け環第425号で依頼のあった標記の件について、環境の保全の見地に立ち、環境保全措置等について慎重に検討したところ、下記について意見を述べます。

記

1 覆土材

これまで、第1期処分場においては土壌汚染対策法に規定する汚染土壌、第2期処分場においては改良土を覆土材の一部として利用していることを確認している。

増設事業では、覆土及び小堰堤の材料としては造成掘削土を流用する計画としか記載されていないが、汚染土壌や改良土を使用する可能性があるならば、覆土材の固結、締固め強度、有害物質の溶出など、施工管理の観点から、性状等について検討し、環境影響評価書に明記すること。

(2-20ページ)

2 遮水工

処分場の遮水工については、底面部と法面部の遮水構造図が示されているに過ぎず、遮水シートの耐久性、漏水検知システムの検出精度等、各構成要素の具体的な仕様が記載されていないことから、遮水シートの破損等に係る緊急時対応策と併せ、環境影響評価書に明記すること。

(2-25ページ)

3 防災調整池の容量、集水ピットの取水ポンプ能力

防災調整池の容量については、館山地区の30年確率降雨強度式から必要調整容量を設定しているが、事業区域周辺は年間降水量の平均値が2,000mmを超える多雨地帯のため、上記降雨強度式から算出される24時間降水量は、館山地区の291mmに対し、坂畑気象観測所は354mmと大きな差が生じているものであり、また、第2期処分場の増設計画では、50年確率の降雨強度式を用いている。

よって、坂畑気象観測所及び自社敷地内の50年確率降雨強度式のうち、必要調整容量が大きくなる方で再度検討すること。

同様に、集水ピットの取水ポンプ能力についても、直近20年間の坂畑地域気象観測所の「日最大降水量」を用いるのではなく、上記の50年確率降雨強度式を基に再度検討すること。

(6-6ページ)

4 放射性物質を含む廃棄物の管理方法

既設処分場では、放射性物質濃度が1kgあたり8,000ベクレル以下の廃棄物が搬入され、放射性物質汚染対処特措法及び事業者が定める自主管理規定に基づいて処理されている。

第3期処分場においても同様の廃棄物を受け入れることとなるため、埋立地及び敷地境界における空間放射線量、並びに受入れ廃棄物、浸出水及び放流水における放射性物質濃度の測定等の具体的なモニタリング計画について、環境影響評価書に明記すること。

また、廃棄物に含まれる放射性物質は膨大な量となって処分場に蓄積され、長期にわたって残存することから、その影響の有無についても検討すること。

(6-16ページ)

5 計画排水の水質

計画では、供用時における排水量が約1.7倍に増えるとともに、敷地境界での計画排水の水質について、21項目中14項目が既設の計画排水より高い値で設定されているため、放流先の御腹川の水質の悪化が非常に懸念される。

よって、少なくとも既設の計画排水の水質以下になるよう、排水濃度の設定を見直すこと。

(8-2-51ページ)

項目	単位	既設の 計画排水水質	第3期増設後の 計画排水水質	既設との 比較
排水量	日/m ³	480	800	1.7 倍
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	2.9	3.1	1.1 倍
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	4.3	20	4.7 倍
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	2.2	10	4.5 倍
全窒素 (T-N)	mg/ℓ	6.5	19	2.9 倍
全りん (T-P)	mg/ℓ	1.3	16	12.3 倍
塩化物イオン	mg/ℓ	1,050	2,500	2.4 倍
カドミウム	mg/ℓ	0.01	0.005	0.5 倍
鉛	mg/ℓ	0.01	0.01	1 倍
六価クロム	mg/ℓ	0.05	0.08	1.6 倍
砒素	mg/ℓ	0.01	0.01	1 倍
総水銀	mg/ℓ	0.0005	0.0005	1 倍
セレン	mg/ℓ	0.01	0.01	1 倍
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10	17	1.7 倍
ふっ素	mg/ℓ	1.3	1.3	1 倍
ほう素	mg/ℓ	1.6	1.7	1.1 倍
銅	mg/ℓ	0.1	1	10 倍
亜鉛	mg/ℓ	0.1	0.05	0.5 倍
鉄	mg/ℓ	0.1	1	10 倍
マンガン	mg/ℓ	0.1	1	10 倍
クロム	mg/ℓ	0.05	0.5	10 倍
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	0.1	1.7	17 倍

6 水文環境

事業者によれば、久留里地区で最深の井戸は深さが670mであることから、計画地周辺の地質調査と文献調査の結果により、久留里地区の自噴井戸の帯水層は国本層及び梅ヶ瀬層の最上部層で、計画地に分布する梅ヶ瀬層の上部層及び中部層とは地層が異なるため、仮に処分場の保有水が地下水を汚染した場合であっても、久留里地区には影響を与えないと結論付けている。

しかし、市は久留里地区の小市部地先にある自噴井戸の深さが756mとこのことを当該井戸所有者から聞き取っているなど、事業者の見解を裏付けるには、調査が不十分と考える。

このことから、久留里地区において、増設事業による地下水への影響のおそ

れがあると考えられる深度に達するボーリング調査を実施し、再度評価を行うこと。

(8-4-35 ページ)

7 陸水生物

現地調査によれば、絶滅危惧種のアホウドリが計画区域内の沢で最も多い個体数が確認されたほか、卵と幼魚も確認されており、良好な生息地と考えられるが、増設計画においては当該地が改変されるため、本種の生息環境の一部が消失することとなる。

また、事業者が示した環境保全措置については、濁水の流出防止や排水の環境基準等の遵守など、処分場を管理する上では当然守るべき措置であり、生態系の保護を目的として講じられるものではない。

よって、御腹川に流入する事業区域周辺の沢についても、本種の生息状況を調査するとともに、代替の生息環境の創出、移動等、適切な環境保全措置を検討すること。

(8-12-69 ページ)

8 事後調査

今回の事業計画は、第2期処分場の事業期間及び埋立て容量に対し約2倍の規模となるが、一方で、供用後の事後調査期間は、第2期処分場と同様の3年間としている。

また、施工時及び供用後の事後調査項目に、浮遊粉じんや降下ばいじん等の大気質は入っていない。

よって、当該計画の事業規模を勘案し、施工時も含め、事後調査の内容、期間等を再度検証し、見直すこと。

なお、事後調査結果の公表についても、調査期間を考慮し中間報告を行うとともに、報告書には、分かりやすい資料を添付すること。

(10-1 ページ・10-5 ページ)

9 非常用電源等の設置

地震等の自然災害による交通の寸断等で停電が長期化するなど、不測の事態を想定し、水処理施設を継続的に稼働するための非常用電源等を常設すること。

(記載なし)



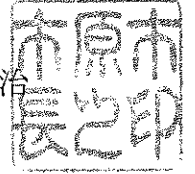
別添 2

市環管第 1592 号

平成 27 年 11 月 30 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

市原市長 小 出 讓 治



君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書に対する
意見について

平成 27 年 9 月 1 日付け環第 425 号にて依頼のありました件について、別紙のとおり意見を提出します。



【別紙】

君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

市 原 市

当該事業は、区域を40.2ヘクタール拡大し、合計60.7ヘクタールとするともに、埋立地を8.5ヘクタール増設して合計17.3ヘクタール、埋立容量を210万立方メートル増設して合計410万立方メートルとする産業廃棄物最終処分場の大規模な増設計画となっています。

事業実施区域周辺は、県の自然公園や自然環境保全地域に指定され、また、大福山展望台からの風景は、ちば眺望100景にも選出された重要な景観資源となっているなど、市民にとっても貴重な自然が残されたかけがえのない場所です。

また、事業実施区域は、小櫃川支流御腹川の最上流部に位置し、御腹川は農業用水源として利用され、下流の小櫃川は君津地域の水道水源となっており、周辺地域では、簡易水道水源として地下水が利用されているほか、自噴井戸群が存在します。

既設の第Ⅰ埋立地では、平成24年1月に保有水の漏出が判明し、事業者による改善措置が講じられているものの、その対策が現在も継続している状況であることから、今回の増設事業の安全性に対する懸念も生じています。

については、これら地域特性及び事業特性等を十分踏まえ、当該事業による環境影響のより一層の回避・低減を図るための措置を講じていただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 事業計画

(1) 底面部及び法面部の遮水構造について、各構造物の耐用年数を示した上で、施設閉鎖時までの安全対策を具体的に説明すること。

また、遮水シート等の破損事故が発生した場合の対策を具体的に説明すること。

(2) 浸出水処理施設の能力や、集水ピット、浸出水調整槽及び防災調整池の容量等について、国内における近年の集中豪雨の発生状況を踏まえた上で、想定される雨量に対して安全側に立った計画であることを説明すること。

(3) 工事用資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両が林道を走行する計画となっているが、全幅員4メートルの低規格道路が想定する利用状態とは考えられないことから、事業者による専用道路の開設を検討すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 総論

ア 大規模な増設事業であることから、増設施設にとどまることなく、既存施設を含めた環境影響についても検討し、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

イ 工事用資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行に伴う環境影響について、土曜日の車両通行時間帯等を含む具体的な搬入計画に基づき、各環境要素に係る影響を改めて検討した上で予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

(2) 各論

ア 水質

大腸菌群数について、河川放流口及び水処理施設での放流水の水質の状況、各水質測定地点での調査結果が示されているが、それぞれの数値が示す関係性及び調査する生活環境項目等として設定しなかった理由を説明すること。

イ 水文環境

地下水位及び地下水質について、詳細な調査データに基づいた説明を行うこと。

ウ 悪臭

① 現地調査結果において、埋立作業場所付近の臭気濃度について硫化水素の影響とし、また、これを埋立地内の局所的な現象としているが、その原因及び対策等を具体的に説明すること。

また、春季調査においてはトルエンが検出されているが、その原因を明らかにすること。

② 埋立対象廃棄物の中に臭気を発生する物や腐敗する可能性がある物が含まれているため、受入対策及び埋立対策を具体的に説明すること。

③ 浸出水調整槽から発生する悪臭について具体的な対策を講じること。

エ 人と自然との触れ合いの活動の場

工事用資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行に伴う環境影響について、事業実施区域周辺の地域特性を踏まえ、特に新緑時期及び紅葉時期における土曜日の周辺利用者数等の状況を調査した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講じること。

3 環境の保全のための措置

各環境保全措置の実施に当たっては細心の注意のもとに実施すること。

4 監視計画

悪臭の監視頻度を四季ごととすること。

5 その他

(1) 自然災害の発生を含めた事故発生時における環境保全措置及び安全対策を徹底すること。

また、事業実施後においても、環境保全措置等に係る必要な改善を講じていくこと。

(2) 正誤表による準備書等の修正箇所が多い上、正誤表自体にも誤りが認められることから、評価書については細心の注意をもって作成すること。

以上



